

京都市告示第 87 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関等から廃止等の届出がありました。

平成20年4月21日

京都市長 門川大作

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
益本医院	左京区山端川端町10番地	平成20年2月19日
キシワダ歯科クリニック	伏見区京町三丁目171番地	平成20年2月23日
キシワダ歯科向島医院	伏見区向島二ノ丸町151番地の3	平成20年2月23日
メディカル薬局壬生	下京区二人司町6番地	平成20年3月12日

施術者廃止

名 称	所 在 地	施術者	廃止年月日
きさらぎ鍼灸整骨院	南区東九条東岩本町10番地の1の1	水浦 一夫	平成20年2月29日
きさらぎ鍼灸整骨院	南区東九条東岩本町10番地の1	福本 栄治	平成20年2月29日

医療機関休止

名 称	所 在 地	休止年月日
川上整形外科医院	左京区吉田上阿達町37番地の12	平成20年2月15日
泉内科医院	伏見区醍醐高畑町30番地の11	平成20年2月18日

名 称	所 在 地	休止年月日
竹内眼科医院	西京区大原野西境谷町2丁目10番地の2	平成20年2月3日

医療機関名称変更

変更前名称	変更後名称	変更年月日
(福) 聖ヨゼフ会 聖ヨゼフ整肢園	(福) 聖ヨゼフ会 聖ヨゼフ医療福祉センター	平成19年11月1日
ナカノ薬局	ナカノ薬局 本店	平成20年3月14日
(医) 爽明会 西村診療所	(医) 爽明会 土井診療所	平成20年2月29日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)